

1. 件名：新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（島根原子力発電所2号炉 設置変更許可）

2. 日時：令和5年2月21日 11時30分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁内会議室 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 岩澤安全規制調整官

岡本上席安全審査官、建部主任安全審査官、中原安全審査官

中国電力株式会社：

山本 執行役員 電源事業本部部長

他 7名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、本日の審査会合（第1116回公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

○ 115V系（3系統目）の容量設定根拠について、高圧原子炉代替注水系の運転方法、負荷電流及び運転時間含め整理して説明すること。

○ 高圧原子炉代替注水系と原子炉隔離時冷却系の使用方法の違いについて説明すること。

○ 基準規則第57条第2項の要求に対する115V系（3系統目）の基準適合性について、SA個別条文ごとに給電範囲を整理して説明すること。

（2）中国電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

なお、本面談については、中国電力株式会社から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 配付資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：なし

以上